

# 事務職員等に関する細則

## (目的)

**第1条** この事務職員等に関する細則（以下「細則」という。）は、有道会（以下、「本会」という。）の事務職員等の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

## (細則の遵守)

**第2条** 本会及び事務職員等は、ともにこの細則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

## (採用手続き及び提出書類)

**第3条** 本会は、事務職員等を就職希望者のうちから選考して採用する。

事務職員等に採用された者は、採用の日から14日間を試用期間とし、本会が指定する書類を採用の日から1週間以内に提出しなければならない。

## (労働条件の明示)

**第4条** 本会は、事務職員等との労働契約の締結に際しては、契約期間、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにする。

## (服務規律)

**第5条** 事務職員等は、本会が定める細則及び本会の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し誠実に職務を遂行するものとし、特に下記事項を遵守しなければならない。

(1) 与えられた職務及び職分を責任をもって誠実に行うこと

(2) 幹事長は、事務職員等の業務に関して責任をもって監督・管理すること

(3) 本会の秩序及び信用を損なう行いをしないこと

(4) 業務上の指示事項、及び会計に関する規則を誠実に守ること

(5) 業務上知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと

2 事務職員等に服務規律違反があるときは、その程度に応じて下記の懲戒処分を行う。懲戒解雇には弁明の機会を与えるものとする。

(1) 戒告

(2) 停職

(3) 減給

(4) 懲戒解雇

## (労働時間及び休憩時間)

**第6条** 労働時間は、1週間については40時間以内、1日については8時間以内とする。

2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、労働契約において明示する。

## (休日)

**第7条** 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日（日曜日となったときは翌日）及び5月4日
- (3) 年末年始、本会の定める休日
- (4) その他本会が指定する日

2 業務の都合により、必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

## (時間外及び休日労働)

**第8条** 業務の都合により、第6条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。

この場合、第11条に定める割増賃金を支払う。

## (年次有給休暇)

**第9条** 各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、別に定める表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

## (賃金)

**第10条** 賃金は、基本給として別に定める定額賃金を支給する。

この規則に定める割増賃金支給事由に該当する場合は、これを付加して支給する。通勤手当として、別に定める定額を賃金支給時に支給する。

## (割増賃金)

**第11条** 割増賃金は、定額賃金の時間割賃金を基準に次の算式により計算して支給する。

- ① 時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場合）  
(定額賃金の時間割賃金) × 1.25 × 時間外労働時間数
- ② 休日労働割増賃金（所定の休日に労働させた場合）  
(定額賃金の時間割賃金) × 1.35 × 休日労働時間数
- ③ 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）  
(定額賃金の時間割賃金) × 1.25 × 深夜労働時間数
- ④ 時間外労働が深夜に及んだ場合の割増賃金  
(定額賃金の時間割賃金) × 1.5 × 深夜における時間外労働時間数
- ⑤ 休日労働が深夜に及んだ場合の割増賃金  
(定額賃金の時間割賃金) × 1.6 × 深夜における時間外労働時間数

2 ①～⑤にかかわらず、事務職員等の同意を得て、別の特別手当支給をもって割増賃金とみなすことができる。

## (年次有給休暇の賃金)

**第 12 条** 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常賃金を支給する。

**(賃金の計算期間及び支払日)**

**第 13 条** 賃金は、毎月 20 日に締切り、当月 25 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰上げて支払う。

**(賃金の支払と控除)**

**第 14 条** 賃金は、事務職員等に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) その他本会与事務職員間で協定した保険料がある場合はその保険料等の被保険者負担分

**(賃金の改定)**

**第 15 条** 賃金の改定は、必要がある場合、基本給について行うものとする。

- 2 改定の額は、事務職員等の勤務成績等を考慮して決定する。

**(退職)**

**第 16 条** 退職を願い出て会から承認されたとき、又は退職願を提出して 14 日を経過したときは退職とする。

**(解雇)**

**第 17 条** 事務職員等が次のいずれかに該当するときは、第 3 条で定める 14 日間の試用期間中の事務員を除き 30 日前に予告して解雇するものとする。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、従業員としてふさわしくないと認められたとき
- (2) 本会内での刑法犯に該当する行為があったとき、また、素行不良で従業員としてふさわしくないと認められたとき
- (3) 事業の縮小、その他事業の運営上やむを得ない事情により、従業員の減員が必要となったとき
- (4) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

**附則** この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則は、令和元年 5 月 9 日から施行する。